

令和2年第1回京丹波町議会臨時会

令和2年4月22日（水）

開 会 午前9時00分

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第49号 令和元年度（繰越） 認定こども園整備事業 木材調達契約
（その2）について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1番 岩 田 恵 一 君
- 2番 野 口 正 利 君
- 3番 谷 口 勝 巳 君
- 4番 隅 山 卓 夫 君
- 5番 村 山 良 夫 君
- 6番 坂 本 美 智 代 君
- 7番 鈴 木 利 明 君
- 8番 西 山 芳 明 君

9 番 北 尾 潤 君
10 番 山 下 靖 夫 君
11 番 東 まさ子 君
12 番 山 田 均 君
13 番 谷 山 眞智子 君
14 番 篠 塚 信太郎 君
15 番 森 田 幸 子 君
16 番 梅 原 好 範 君

4 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（9名）

町 長 太 田 昇 君
副 町 長 谷 俊 明 君
参 事 中 尾 達 也 君
参 事 山 森 英 二 君
企画財政課長 松 山 征 義 君
総務課長 長 澤 誠 君
税務課長 豊 嶋 浩 史 君
住民課長 久 木 寿 一 君
こども未来課長 木 南 哲 也 君

5 出席事務局職員（2名）

議会事務局長 藤 田 正 則
書 記 山 口 知 哉

開議 午前9時00分

○議長（梅原好範君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第1回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番議員・村山良夫君、6番議員・坂本美智代君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、承認第1号ほか3件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

4月15日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

また、議会広報常任委員会を開催され、議会だより第66号を発行いただきました。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

本日、本会議終了後に、全議員協議会を開催しますので、議員の皆様には大変ご苦勞様ですが、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について～日程第7、議案第49号 令和元年度（繰越） 認定こども園整備事業 木材調達契約（その2）》

○議長（梅原好範君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第7、議案第49号 令和元年度（繰越） 認定こども園整備事業 木材調達契約（その2）についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日ここに、令和2年第1回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまことにありがとうございます。

さて現在、国においては新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言区域を全都道府県に拡大するとともに、京都府については特定警戒都道府県に位置付けられたところであります。本町といたしましても、一層の感染拡大防止のため、国府連携のもと全力で取り組んでまいり所存であります。町民の皆様を初め議員各位には、皆様の尊い生命や健康、家族や大切な方を守るため、さらなるご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴うもの等、本町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応、個人住民税の未婚のひとり親に対する税制上の措置など、地方税法において改正された内容に基づき必要な整理を行うものであります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、議会の承認をお願いしております。

国民健康保険税の賦課限度額について、医療給付費分を61万円から63万円に、介護納付金分を16万円から17万円に、それぞれ引き上げるものです。また、低所得者層の負担軽減を図るため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所

得基準の見直しを行うものであります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、議会の承認をお願いしております。また、民法の一部を改正する法律の施行による法定利率の改正に伴い、障害補償年金前払一時金等の支給の算定に係る利率を改定するものであります。

議案第49号 令和元年度（繰越） 認定こども園整備事業 木材調達契約（その2）につきましては、新園舎の整備にあたり、必要となります木材の調達に期間を要することから、先行して調達するもので、町内の3業者で構成された京丹波町木材供給共同企業体と随意契約を締結するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 皆様、おはようございます。

それでは、承認第1号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い施行期日を令和2年4月1日とする必要のある内容についてのみ措置させていただいております。

まず、地方税法改正の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

今回、公布された改正地方税法は、令和2年度税制改正大綱を受け、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、制度の拡大及び創設などを行うとともに、個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除等の見直しなど、これまでの経済社会の構造変化を踏まえた税制上必要な措置が講じられたところであります。

今回の町税条例の改正案につきましては、これら地方税法において改正された内容に基づき必要な整理をお願いするものであります。

それでは、町税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。最初に、新旧対照表1ページ、第1条関係からご覧ください。まず1ページから2ページ、第36条の3の2及び第36条の3の3につきましては、令和元年条例第15号の規定中、令和3年1月1日施行分となります一部につきまして、今回地方税法等の一部を

改正する法律の公布によりまして、単身児童扶養者という所得控除区分が削除されたことによりまして、給与所得者並びに公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載部分も削除し、適用条項等についても所要の整理を行うものであります。

次に2ページから3ページ、第48条第2項につきましては、適用法令の改正に伴う条項繰り上げに伴い、適用条項について所要の整理を行うものであります。

次に3ページから7ページ、特に4ページ中、第54条第4項及び創設いたします第5項につきましては、法改正に伴い所有者死亡等により所有者の存在しない納税義務者について所有権登記がなされるまで現に所有する人、これは相続人ということがほとんどと言われております、や、使用者を所有者とみなす方法により本来の所有者が確定するまで、納税義務者を特定するものであります。またその他の項は、適用条項及び文中表現等について整理するものであります。

次に7ページから9ページ、第96条及び第98条につきましては、今回の法改正に伴い、免除規定それぞれで限定して適用するもの、条項ずれに伴う文言整理を行うものであります。

次に9ページから20ページ、第131条から附則第22条までは、法改正に伴う条項のずれ及び規定中の元号の整理を行うものであります。

次に21ページ、第2条関係をご覧ください。法律改正に合わせてすでに専決処分の承認をいただきました平成31年条例第12号の規定中、附則第3条及び第4条について、元号の整理を行うものであります。

次に22ページ、第3条関係をご覧ください。これも法律改正に合わせてすでに議決をいただきました令和元年条例第15号の規定中、令和3年1月1日施行分となります一部について、単身児童扶養者という所得控除区分が削除されたことにより、所要の整理を行うものであります。

次に23ページから24ページ、附則第4条関係をご覧ください。これも法律改正に合わせてすでに議決をいただきました平成27年条例第28号の規定の一部、附則第5条について元号の整理を行うものであります。

次に25ページ、附則第5条関係をご覧ください。これも法律改正に合わせてすでに議決をいただきました平成29年条例第7号の規定の一部、附則第1条から附則第3条について元号の整理を行うものであります。

次に26ページ、附則第6条関係をご覧ください。これも法律改正に合わせてすでに議決をいただきました平成29年条例第19号の規定の一部、附則第2条について元号の整理を行うものであります。

最後に27ページから32ページ、附則第7条関係をご覧ください。これも法律改正に合わせてすでに議決をいただきました平成30年条例第24号の規定の一部、附則第1条から第2条、第6条、第8条並びに第10条について元号の整理を行うものであります。

なお、今回の専決以外の地方税改正に係る町税条例の改正につきましては、以後の定例会におきましてご提案させていただく予定でございます。

以上をもちまして補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 承認第2号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布、翌日4月1日に施行されたことに伴い、専決処分を行ったものであります。

改正内容は、保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準の見直しをそれぞれ行うものであります。

具体的には、新旧対照表により説明いたしますので、2枚めくっていただいた、横長の表をご覧ください。

まず、第2条第2項です。医療給付費の基礎課税額について、ただし書きで規定する限度額を61万円から63万円に引き上げるものであります。

次に第2条第4項では、介護納付金課税額について、ただし書きで規定する限度額を16万円から17万円に引き上げるものであります。

なお、当初予算算定時の状況からの試算となりますけれども、限度額の引き上げに伴い、医療給付費分は限度額を超えるのは21世帯で変わらず、保険税の増額分は約41万円となります。介護納付金分は限度額を超える世帯は10から8世帯になりまして、保険税の増額分は約9万円となります。

次に第23条中、63万円と次のページの17万円につきましては、先ほど申し上げた課税限度額の引き上げに関連するものでございます。

第2号では5割軽減の判定所得の算定におきまして、被保険者数等に乗じる金額を28万円から28万5,000円に引き上げるもの、第3号では2割軽減の判定所得の算定において、被保険者数等に乗じる金額を51万円から52万円に引き上げるものであります。

なお、これも当初予算算定時の状況からの試算となりますけれども、この改正によりまして、5割軽減世帯が7世帯15人の増加、軽減額は約18万円、2割軽減世帯が15世帯

37人の増加、軽減額は約27万円、それぞれ合わせまして約45万円と見込んでおります。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 承認第3号に係る今回の専決処分につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和2年3月27日に公布、施行期日が令和2年4月1日とされたことから、改正を行うものでございます。

改正内容は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係ります損害補償の算定の基礎となる額の改正を行うもので、新旧対照表を一枚めくっていただきまして、2枚目の下段、別表にあります補償基礎額表に記載のとおり、階級及び勤務年数ごとに補償基礎額を改正するものであります。

また、民法の一部を改正する法律の施行により、法定利率が改正されることに伴いまして、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を、100分の5から事故発生日における法定利率に改めるものでございます。

以上、承認第3号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 議案第49号 令和元年度（繰越） 認定こども園整備事業 木材調達契約（その2）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の木材調達契約につきましては、昨年12月、第4回定例会にて先行して実施しました木材調達契約（その1）より継続して実施いたします木材調達の（その2）となるところでございます。昨年度末には実施設計業務も完了し、確定した数量による中での調達を実施していくこととなります。なお、これまでからご説明しましたとおり、（仮称）たんばこども園新園舎の構造は木造、一部2階建てと計画しております。このうち木材の調達には、原木の仕入れ、製材、加工などの複数の工程があり、期間を要することから、木材調達を先行して行うものでございます。

町内産木材の調達に関する事業が実施され、この調達手法を一過性の事業で終わるのではなく、（仮称）たんばこども園新園舎整備におきましても継続して実施することで、町内産業の育成につながる意義は改めて大きいものと考えております。

それでは、議案書をめくっていただきまして、資料1の契約概要をご覧ください。調達し

ます材は京丹波町内産木材で、構造用集成材のスギで、主に遊戯室や保育室の梁、桁及び母屋を構成する横架材77.7立方メートル、また建物の柱で、主に遊戯室の柱部分の柱束が13立方メートル、小計は90.7立方メートルとなります。

続いて構造用製材のスギ及びヒノキで、主に1階の床を構成します土台、大引、また梁、桁及び母屋を構成する横架材74.6立方メートル、建物の柱となります柱束5.9立方メートル、小計で80.5立方メートル、外壁や間仕切り壁を構成する間柱等の羽柄材132.1立方メートル、合計で303.3立方メートルとなるところでございます。

調達します材の詳細な内容につきましては、1枚めくっていただきまして、資料2に今回の調達に関する設計書を添付しております。

さらに2枚めくっていただきまして、右下にページ番号を表記しておりますけれども、5ページの木材明細書をお願いいたします。この明細書の表題として「構造用集成材－横架材01」に関する明細となっておりますが、上段2行目左より明細書ナンバー、樹種／区分／性能、と順に金額合計までを記載しております。明細書の見方でございますが、明細書ナンバー1を事例に説明させていただきますと、使用する区分が母屋、樹種はスギの集成材、性能は異等級E65－F225と記載しております。異等級と申しますのは、この材は集成材になりますけれども、同じ強度の材を張り合わせるのではなく、強度の異なる異等級の材を張り合わせた集成材を意味しております。また、E65－F225の表記ですが、構造用集成材の性能を表します。たわみにくさの指標を表すヤング係数がEでございまして、まげ強さを表す強度指標をFの値で表記させていただいてございまして、京丹波町産の原木を有効に活用でき、かつ、建築の構造、強度に適合する種類のものを採用しているところでございます。次に、材長は8.5メートル、短辺240ミリメートル、長辺は750ミリメートル。水色に着色された列でございますけれども、これは調達数量、この行では2本です。材積は1本あたりの材積量を示し、材長と短辺、長辺をかけ合わせて算定して、1.530立方メートル。黄色の列でございますが、材積でございまして、数量と本材積をかけ合わせて算定し、3.060立方メートルと計算しております。続いてm³単価は、府内にある木材供給社3社から見積もり徴収のうえ、実勢価格を把握して単価を決定しております。本単価は、本材積とm³単価をかけ合わせて小数点以下を切り捨て算定しているということになります。合計金額は、数量2本と本単価39万7,800円をかけ合わせ算定している、というふうに見ていただくこととなります。

なお、いちばん左手に青色で着色しております、これに関しましては、続いて資料3を合わせてご覧いただきたいと思っております。資料3、A3サイズで折り込まれた資料でございま

すが、調達した材を、建物の構造上どこに使用するかを示した資料としております。右上には、色、区分、部材について凡例を記載しております。

先ほど資料2でご覧いただきましたいちばん左の着色、青色でしたら、資料3の着色部分、同じ青色のところを使用するというふうに見ていただけたらと思います。以下、同じ色分け同士のをリンクさせているというところで、ご理解いただきたいと思います。

なお、この図面、タイトルに「構造軸組図」と書いております。上段の図はX50通り、下段はY35通りと書いております。このそれぞれの断面は、資料3の裏面をご覧くださいますと、こども園の平面図となっておりますが、そこにその断面の位置を示しているというふうに、見ていただけます。

続いて資料4につきましては、随意契約理由書となっております。

最後の資料5では、府内3社から徴収しました木材の見積もり価格を取りまとめた表となります。

それでは、議案表紙に戻っていただきまして、議案を部分的に読み上げさせていただきますが、議案第49号 契約名は、令和元年度（繰越） 認定こども園整備事業 木材調達契約（その2）でございます。

契約金額は6,215万円、契約の相手方は京丹波木材供給共同企業体 代表者 丸和木材 代表者 野口太志、契約期間は議会の議決を得た日から令和3年3月31日までとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（梅原好範君） 町長の申し出により暫時休憩します。これより議場内の換気及び感染予防対策をいたしますので、10分程度の休憩といたします。再開は9時45分といたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前9時32分

再開 午前9時45分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

補足説明は以上のとおりであります。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 2点お伺いいたします。所有者不明土地等の固定資産税の課題への

対応についてなんですが、亡くなられたら、これまではどのように処理されていたのかということと、町外における所有者は何件ほどあるか、お聞きします。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 死亡者の処理でございますけども、今までの形につきましては、相続人代表者届というものを、死亡届があった場合には一緒に出していただければということで、手続きの依頼をさせてもらっています。それと、町外の方につきましては、納税通知書を送った後、返ってきます、その場合に、相続人からまだ届いてないんですけど、という話がある場合は、その方に対しまして相続人代表者届をお渡ししております。そちらのほうを受領しまして、次の年とかその年の納税通知書の発送を、そちらの届の代表の方に送らせてもらうという形をさせてもらっています。

それと、町外の方の件数となりますと、本日その資料は持ち合わせておりません。申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 代表者の相続がされてないということについては、その後相続されて処理できているのかどうか、その点お願いします。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） ほとんどの方につきましては、相続登記をされるという形になっておりますけども、相続せずにそのままという方もいらっしゃいます。その他に、相続放棄をされるという場合もございます、その場合、こちらの方も調査等しますが、それに非常に苦慮しているという状況でございます。この処理の苦慮している状況につきましては、全国で非常に同じような部分がありまして、これが国全体の課題となっているということで、今回の改正につながってきているということでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 私も何点かお尋ねしておきたいと思うのですが、一点は、資料もいただいておりますけれども、使用者を所有者とみなす場合、課税庁ということが明示されておりますが、課税庁というのはどこになるのかと。固定資産税を課税する国とか府とか町とかということになると思うんですけども、そういう解釈からすれば、この課税庁というのはどこで、どういう判断をされるかというのが一点です。

2つ目は、調査を尽くしても所有者が明らかとならない場合とあります。この調査を尽くすというのは、どういうようなことを示しておるのか。その根拠といいますか、ちょっとあいまいではないかと思うんですけども、どういう調査、どういう内容なのか、伺っておきま

す。

3点目は、民法には時効取得というのがあるのですが、調査を尽くすという期間ですね、何年なのかということも、あわせて伺っておきたいと思います。

例えば課税をするということで、課税をされたら所有権というのを主張できるんじゃないかと思うんですけども、そういうあいまいな形というのはないのかどうか、その点、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） ただいま、3点ご質問いただきました。一つ目の質問でございます。課税庁とはどこか、ということでございますけれども、固定資産税につきましては町でございます。市町村でございます。

2つ目の質問、調査を尽くすということにつきましては、戸籍の調査、住民票の調査、相続放棄等の裁判所等への調査等ございまして、あと関係人への聞き取り調査というのものも入ってきております。その他、できる限りの考えられる調査をするんですけども、代表的なところはそういうものでございます。

3つ目の質問で、民法上はどのようなものがあるかというところでございますけれども、その辺りは私、勉強不足でございまして、中身のところまではわからないんですけども、時効取得という話であったんですけども、調査を尽くすという期間につきましては、年を通して何年かというころまでは把握できておりません。申し訳ありません。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） それぞれ答弁いただいたんですが、課税庁ということになると町が固定資産税を課税するので町ということになるということなんですけれども、それに伴って町がいろいろ調査を尽くすということなんです、今ありましたように住民票とか戸籍とか聞き取りとかできる限りの調査ということになるわけなんです、当然それで明らかになって課税できるというのはあろうかと思うんですけども、調査を尽くしてもわからないという例が当然出てくると思いますので、現に使っている、使用している人、それは一定の期間、例えばいろんな調査をするということになって、きちっと記録を残して住民票や戸籍を含めて調査をして、いわゆる所有者が不明だと、今度は使用者に課税をするということになるかと思うんですけども、使用者もなんで払わんなんのや、ということも起こってくると思うんですけども、その判断は非常に難しいところが迫られると思うんですけども、私の言う時効取得というのは、例えばそういう所有者がわからんということで使っている場合に、20年以上たったら裁判所に申し立てて時効取得というのができるんです

けども、そういうようなことで本人のものになれば当然課税できると思うんですけども、そういう使用者に対して課税をするという判断というのは、どこを根拠に判断するかということになると思うんですけども、その辺はどういうことになるのか、もう一度伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 使用者がいらっしゃって所有者がいないという土地、家屋につきましてですけども、基本的に固定資産税につきましては、地方税法の規定によりまして所有者が納税義務を負うということになっております。これは、登記簿上の所有権登記がされている方を所有者という形で見ることになっております。ですので、登記が変わらない限りは所有者という形で納税義務は負わせることができないという形になっております。その後でその関係でございまして実際使用されている方がいらっしゃいまして登記簿上の所有者が違うという場合、その使用者にどういふような判断で課税をするかという形になりますけども、このあたりにつきましては、税法の改正の中で、使用者に対しまして調査をします、そしてその調査に基づきまして実際所有していると自分でしっかり判断されるようであればその方に課税ができると。その課税する場合については、先に通知を申し上げる、おたくに課税させていただきますよ、という判断をしまして、通知をして課税するという流れになります。ただ、僕が使用しているけども別の人が所有しているんだというような話になった場合には、調査をもっと続けなあかんということで、その時点ではなかなかその方に課税という判断が難しいというところございまして、その調査の内容によりましていろんな案件という形になってくると思います。以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 土地はあるわけなので、それがどこの何番地というのも登記所を出せば所有者の名前が出てくるんですけども、具体的に登記所に出した場合、何十年も前の方の名前になっていてそれが相続をされてきていないということになって、その登記簿謄本の氏名の方は、地域の人に聞いてもわからんと。実際あるんですね。しかし、昔からうちが使ってるんやと、そういうこともあるんです。今申し上げたのは、その場合に結局課税をすればその人の所有権ができるのではないかと。お墨付きを与えるというか、そういうことになるんじゃないかと思うんですけども、当然そういうものは国のものになるか、本来ならそういうことになると思うんですけども、そのへんが具体的にどういふ判断をするか。今使っている人に課税したら、その人に所有権ができるんじゃないかと思うんですけども、そういうことでいいということなのか、というのが1つと、もう1点は、いわゆる相続放棄、これか

らそういうことが起こってくると思うんです。私もそういう相談を受けてどうしようかと聞いたら、もう国へ寄付しはったらどうやという助言を受けた方もあったようなんですけども、そういうものも今後どんどん増える可能性もあると思うんですね。おじいさんだけおって、家族は街へ出て、京丹波町には帰る人がないということも増えてくれば、もう課税ができないことになると思うんですけども、それはそれでもうやめということなのか、国のものになれば課税はできひんということに思うんですけども、そういう可能性も片方では抱えていると思うんですけども、そのへんは担当課としてはもうやむを得ないということなのかどうか、2点伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 1つ目、使用者に課税をすれば、町からのお墨付きで所有者ということで登記できるのではないかというお話だったかと思うんですけども、お墨付きを与えるというよりも、あくまでも課税をさせていただくということで、この課税につきましては所有権の登記がなされるまでの暫定的な課税という形になります。お墨付きを与えるという意味ではございません。

あと、相続放棄につきましては、このあたり非常に難しい話でございまして、できるだけ相続放棄されても課税できるように努力をしていきたいというところで、今の仕事をしとるわけでございますけども、相続放棄をされると実際のところお手上げ状態でございます。まだその他どこかに相続人がいらっしゃるかどうかという調査もずっと続けている案件もございまして。ただし、土地に関していえば、まったく空き地ということになってしまっている状態のところ、管理につきましてもいろんなことがあると思うんですけども、あくまでも課税上の問題でありまして、課税につきましては放棄につきましては国に帰属するという最終的な方法もございまして、そこまでなんとかいかないようにできるだけ調査を何度も進めていって、できるだけ課税できるように努力していくという形で考えております。

○議長（梅原好範君） 他に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これでは討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員でございます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○11番(東まさ子君) 賦課限度額ですけれども、医療分については21世帯が変わらないということで、この方が41万円ということでありました。1世帯にいちばん多く均等割が課されている家族というのは何人なのか。世帯割と均等割がありますが、いちばん多く家族が入っている世帯というのは何人加入されているか、お伺いしたいと思います。

○議長(梅原好範君) 久木住民課長。

○住民課長(久木寿一君) 1世帯に何人の被保険者がいらっしゃるかということですが、1世帯当たりいちばん多いところは9人でございます。

以上です。

○議長(梅原好範君) 東君。

○11番(東まさ子君) 9人ということでありました。所得によって限度額が医療分でありましたら61万円から63万円に2万円上がったわけでありましたが、9人ということでありましたら、所得500万円ぐらいでも最高限度額に達するのではないかと思うんですが、なかなかそういう大学生を抱えていたりとか、いろんな家庭の状況もある中で、12年間で20何万円ですか、ずっと限度額が上げられているということで、そういう多人数の世帯についての限度額引き上げについて、どのように認識されているかお伺いしておきたいのと、それから国保税の問題になっているわけでありましたが、今コロナの関係で、収入が減ったりとか感染症にかかったりとかいうことも想定されるわけでありましたが、国のほうでいろいろと通達を出して、会社勤めで国保に入っている方の傷病手当の創設とか、国保

の減免とかいろいろ通達を出しているわけではありますが、そういうものについては検討されているのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 一つ目の質問でございますが、1世帯で多くの人数がいて所得が低いけども負担が増えるということの質問かと思うんですけども、課税限度額を超えている世帯で一番多い世帯は7人いらっしゃいます。ただ課税限度額というのはすべて所得割ですとか資産割、それから均等割、世帯割合合わせた額の税額の上限を定めるものであります。その中には、均等割と世帯割では軽減という措置がございます。軽減につきましては、世帯の人数に応じて算定していきますので、その分国保税が減額されるということで、所得の低い方につきましては、限度額にかかるかからんというよりも、軽減ということで措置がされていると考えております。

それから、新型コロナウイルス感染症対策でございますけども、さきほど出ましたように、国保税の減免、それから被用者、雇われている方の国保被保険者の方が疾病にかかった場合ですとか、疾病を予防して勤務しなかったときの収入が得られなかったことに対する手当のことでございますけども、それにつきましては、国の通達に基づきまして、現在検討しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 限度額を超えている方で一番多い被保険者数になっているのは7人ということでしたが、医療分で計算してみたんですけども、6人で計算してみたら、所得が650万円ということになりました。7人であれば、この所得の判定基準が600万円近くになる可能性もあると思うんですけども、やはり負担が重いということだと思います。国もいろいろと全国知事会からも要請されているけどもなかなかできていないということで、やはり国の負担をもっと大きくしてもらわない限り、ほんとに国保というのは高額の所得者でも滞納につながってくるということが予想されると思います。これは私の所見として言っておきます。

○議長（梅原好範君） これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、提案されております、承認第2号 京丹波町国民健康保

険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、反対の討論を行います。

国保税は医療分、後期高齢者支援金分、介護分で構成され、それぞれ全世帯が負担する平等割、国民健康保険の加入者の人数に応じて負担する均等割、前年度中の所得に応じた所得割、固定資産税に応じた資産割の合計で計算され、令和2年度の国保税は据え置きとなりました。

今回承認を求めている国保税条例の改正は、1つは低所得者に対する国保税の均等割と平等割の軽減制度のうち、5割軽減と2割軽減について、軽減判定をする際の所得基準額を見直し、5割、2割軽減の対象者を拡大するものであります。

国保加入者の一人当たりの平均保険税は、政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍という水準であり、本町の国保税を協会けんぽや共済組合の保険料と比べると約2倍という重い負担となっております。

日本共産党議員団は、この間一貫して国保税の引き下げを求めています。この点で昨年に引き続き5割軽減、2割軽減の対象世帯を拡大することについては、国保加入者の負担軽減につながるものであり、賛成し評価するものであります。

しかしながら、今回の制度改正のもう1つの課税限度額の引き上げについては、これは国保税のうち医療分の課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金を16万円から17万円へと引き上げるというものであります。この医療分63万円、そして後期高齢者支援金19万円、介護納付金17万円、合わせると99万円になります。課税限度額について、所得に見合う負担は当然であります。この12年間で31万円の引き上げであります。政府は、医療費が増加し被保険者の所得が伸びない状況において、必要な保険税収入を確保するための方法としているのかもしれませんが、限度額が引き上げられる世帯すべてが高所得世帯ではなく、多人数世帯などでは重い負担となっております。

全国知事会も1兆円の公費投入を国に求め、協会けんぽ並みの保険税にすることを求めています。保険税に事業主負担のない国保は、適切な国庫負担なしには成り立ちません。特に今、消費税増税による打撃、そして新型コロナウイルス感染症による打撃が加わって、暮らしも経営も冷え込んでおり、限度額の引き上げは認められません。実態を把握し、国保加入者の負担軽減に国は当然であります。府も町も独自の努力をすべきことを指摘するものであります。

あわせて、国が通達を出しております、国保に加入している被用者に対する傷病手当の制度の創設、収入が減少した被保険者にかかる保険税の減免の取り扱いについて、早期に条例整備されることを求め、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

これより質疑を受け付けます。

山田君。

○12番（山田 均君） 消防団員等公務災害補償条例の改正について伺っておきたいと思えます。

損害補償の基準の関係で、民法の一部を改正する法律の施行によって法定利率がこれまでの算定に用いた利率100分の5から、事故発生時における法定の利率に改めるということになってるんですけども、内容を見ておりますと、障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を改めるとなっておるんですが、現在の利率が変わることによって、損害補償を受ける団員が不利になるということがないのかどうか。その点を伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） ただいまのご質問でございますが、この利率が変わることによりまして、対象となる方が不利益は被らないということでございます。民法で改正前は、ご覧の通り100分の5、今現在は100分の3となっております。しかしながら、現在の情勢から鑑みまして、利率が高いのではないかとというようなこともありまして、柔軟に対応できるようにその事故が発生した日の時点での利率というように改正されたものであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 事故発生時の法定利率ということなんですけども、遺族の補償年金

の関係で言うと、全額停止期間にかかる合計額を差し引いた額に利率をかけるということになってるんですけども、遺族の方がいわゆる年金、前払一時金の額から引くということになるんじゃないかと思うんですけども、その場合にかかる利率ということは、例えば先ほどありましたように、100分の5から100分の3になった場合、遺族年金の場合において、前払一時金の額から引かれるという、もらう額が減るということではないのか、加算される利率の部分なのか、読み取りがわかりにくいので、改めて伺っておくんですけども、そういうことで遺族補償年金の実際に受け取る額というのは、この利率改定によってどうなるかと、もう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず前払一時金が支給されますと、補償年金は各月分、1年を経過した以降の分は年5%の利率で割り引いた額の合計額が前払金の額に達するまでの間、支給停止されるということでございます。

したがって、例えば1,000万円もらわれたと。それを3年間で一時金を受け取ることになってきましたら、毎年100万円をいただくと。100分の5でしたら95万円程度になるということございまして、その差し引き分が、利率が低いほど、毎年もらう額が増えてくるということございまして、利率をかけた額の合計額の分に達するまで、その期間が停止されるということにはなるわけでございますが、対象となる方に対して有利に働くのではないかと考えております。

簡単に言いますと、先に受け取ることができたお金を、銀行でありますとか普通預金、定期預金によって利息が付くというのは想定されるわけでありまして。お金は手元にあるだけで価値があるものとして考えることから、いわゆる中間利息という形になるかと思いますが、そういったことを考慮して、率を定めまして算定して補償されとるということになっております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第49号 令和元年度(繰越) 認定こども園整備事業 木材調達契約(その2)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

谷山君。

○13番(谷山眞智子君) 今回原木を製材されるわけですが、その製材はJAS規格、新庁舎の時にJAS規格の製材ということだったんですが、認定こども園の場合もそうなのか。

またJVを構成される企業体は、製材業者としてのノウハウをたくさん持っておられるということで採用理由の1つとなっておりますが、その製材工程で3つの企業がどういう役割分担を果たしているのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、原木を森林組合が伐採して、それを実際原木市場に出すのか、それともそのまま製材業者の方へ行くのか、それもお尋ねしたいと思います。

○議長(梅原好範君) 木南こども未来課長。

○こども未来課長(木南哲也君) 1つ目の質問、JAS規格材かということですが、構造上強度が確保される必要のある部分については、同じくJAS規格材にしております。

JVの関係で3つの業者の役割分担ということでございますけども、同じ仕事の基本だと思いますけども、例えば集成材に強い業者とかいろいろ役割分担はされているのかなと思います。

それから、原木を森林組合が現地で伐採しますが、そのあたりは山森参事をお願いしたいと思います。

○議長(梅原好範君) 山森参事。

○参事(山森英二君) 今回、町有林を伐採して、それをこども園に活用していただきたいと

思っております。実際の流れといたしましては、森林組合に町有林の皆伐を契約しております、今随時伐採をしていただいております。その伐採した木については、一時仮置きをします、土場と呼んでおりますけども、その場所に一旦集積をさせていただきまして、そこにJ Vの方が適切な材を見ていただいて購入をしていただくと、そういう流れになるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 最後のところで、伐採した適切なものをJ V業者が必要な分を取って、あとの要らない分を、原木の市場に出すということですね。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） おっしゃるとおりでございます、まずは適切な規格に合ったものをJ Vが吟味して購入していただいて、その後のものにつきましては、これまでから市場に搬入したりとか、それ以外のものについてはベニヤ工場とかチップなり、材の状況に応じて売り払っていくというようなことになろうかと思っております。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 最初の時に強度の必要なものはJ A S規格と言うたはりましたけども、強度が必要な部分というのはどうなるんですか。集成材の場合は、張り合わせなあかんで強度が必要かなと思うんですけども、梁になる部分、角材の部分のところなんかはJ A S規格とかいうのはないんでしょうか。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 主要構造材はほとんどJ A S規格でございますが、例えば資料2でつけております、15ページに無等級というのがございますけども、こういうのはJ A S規格を求めてない、間柱とかそういうものを指しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 1点お伺いしたいんですけども、今回この木材を購入する際、町有林を皆伐してということではありますが、計算しましたら7,600本ほど必要であります。新庁舎の場合は鐘打鉾山ということでありましたが、今回の皆伐はどこの町有林をされるのか、お伺いします。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） 今年度につきましては、西河内地内の町有林を予定しております。樹齢はいろいろありますけども、おおむね53年生のスギ、ヒノキを予定しております。4月3日付で契約しておりますものについては、面積が1.9ヘクタールでございます、山の場合は木の本数ではなしに材積で見えておりますので、1.9ヘクタールのうち材積としては1,330立米と見込んでいるところであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

西山君。

○8番（西山芳明君） 3点ばかり質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、昨年10月23日に全協の方に示されました事業スケジュールの中におきまして、今回提案となっております（その2）の発注につきまして期間が令和2年4月から令和2年12月というふうに計画がされておったかと思うんですが、今回の契約議案では、令和3年の3月31日までと3カ月延長になっております。この理由についてお伺いしたいと思います。

2点目につきましては、木材の発注金額概算総額につきまして、昨年と同じく10月23日に示されました資料、また本年2月12日資料にも、総額で1億900万円の金額が示されております。本日の議案であります（その2）の金額概算が、計画では7,800万円というふうになっておりましたが、今回の調達契約では6,215万円という金額で1,585万円ほど安くなっております。このあたりの要因というのはどういった要因があったのかということをお伺いしたいと思います。

あわせて3点目、この前提でまいりますと、（その1）（その2）の合計金額は7,415万円となるんですが、総額1億900万円からその総額を引きますと残り3,485万円となります。今後、（その3）の契約が出てくると思うんですが、その概算見積もりが1,844万円でありまして、総額の1億900万円から7,415万円を引いた3,485万円の残高に対して、（その3）の見積もりが1,844万円ということで約1,600万円余り安くなると思うんですが、このあたりについても、合わせてその意味するところはなんであるのか。

以上3点お願いします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 10月23日の全協でお示ししましたスケジュールでいきますと、12月までの工期を想定しておりましたけども、今回発注の時期が、実は3月議

会で発注したいと考えておったんですけども、それができませんでしたので、今回その部分がずれこむということがございますし、結果的にはコロナの関係もあると思いますので、3月末までにさせていただいたということがございます。

それから発注総額の関係ですけども、現在のところでも約1億900万円を想定しております。JVとか森林組合との調整の中で、今回は、まず必要な主要構造材を中心とした発注にさせていただいてます。残りにつきましても、3,485万円という数字をお示しいただきましたけども、近い数字で（その3）調達契約を今後6月議会にあげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 1点お伺いいたします。資料に関してなんですが、木の材料はスギとヒノキのように書いてあるんですが、大方がスギの木材ということで、これを見て感じるんですが、カタカナで書いてある「スギ」と漢字で「杉製材」と書いてあるんですが、その違いをお聞きすると、ヒノキを使われる製材は、その特質でその場所ということであろうと思うんですが、大方がスギであるということで、ヒノキはこの場所で特色が合っているということなんやろうとは感じるんですが、その違いをお伺いします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 漢字とカタカナの表記の違いは、特に把握しておりません。たぶんないと思っております。

それからスギとヒノキの関係ですけども、やはり大方はスギでいかせてもらいます。ヒノキをここに使わなければならないというようなことは、私も把握してないところで、また勉強いたします。申し訳ございません。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 3点ほど質問したいと思います。

まず1点目は、資料2に関してです。その性能についてですけども、先ほども説明いただきましたけども、EとFということで数値が書いてあるんですが、このE65とかF225というのは強度が示してあるということは、この柱なり桁なりに必要な数値のどの程度になるものか。例えば2割増しなのか3割増しなのか、ということをお聞きしたいと思います。またこの数値は、どこが決めてるのかどうか。何か基準があるのかどうか、ということ。

それから2点目は、このスギ集成材となっているんですが、集成材と組柱は異なると思うん

ですが、ここでいう集成材っていうのは新庁舎と同じく組柱のことかどうか、確認をしておきたいと思います。

3点目は、今回町有林を伐採するというので、1, 330立米の材積のものをするという事なんですが、この採算がどうなってるのかということと、もう1点は、これから伐採するとしたら、木の性質から考えたら、樹木が水を吸い上げるこの時季に伐採するという事は、木そのものの品質に影響すると思うんですが、その点はどうなってるのか。もうすでに冬の間に伐採がされているのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 性能のEFっていうのは、これはやはり構造上必要な部分は建築基準に基づいて設計段階で決めておりまして、何割増しっていうのは私も存じ上げないんですけども、私もこの検査も立ち会いましたけども、数値はすべてこれよりも大きな数字が出ておりましたので、そこも報告させていただきます。

それから集成材につきましては、今回は組柱ではございません。こども園では組柱は使わないということになります。

3つ目で、一般的には冬季の伐採というのはよいとは聞くんですけども、調達時期に合わせて伐採してもらってるということでございます。ただ物の本とかを読みますと、スギでは7月とか8月、また11月か12月も適正な伐採期というふうに書いてありましたし、ヒノキも3月から4月、また7月から12月というのも合期であるというところも確認させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） 令和2年度につきましては、全体で伐採する面積を約6ヘクタールほど予定しております。この6ヘクタールの収支の関係でございますけども、だいたい収入としては4,000万円ぐらい見込んでおりまして、かかる経費が3,800万円で、約200万円程度の黒字ということで見込んでおります。ただし、予算ベースで考えております数字でございますので、昨年の実績から言いますともう少し黒字の分が見込めるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 2番目に質問しました、今回は組柱でなしに集成材ということですけども、集成材の加工はどこでするんですか。この加工する工場がJASの認定工場ですら

れるんですか。京丹波町にはたぶんないと思うんですが、具体的にはどこでやられるのか、お聞かせください。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 私は、集成材はJ Vの中の1社がやる、得意分野だというように聞いているところでございまして、そこが製作すると思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） J Vの3社は、新庁舎の時にJ A Sの認定工場でないということですから、J A Sの規格に合った柱を加工する場合でも、加工するんですから、加工製品がJ A Sの規格工場でされないとだめだと思うんですけども、その点どうなってるのかお聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） J A Sにつきましては、今議員がおっしゃったように、町外の施設で認定をするという流れになります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 私も何点かお尋ねしておきたいと思います。

1点目は、町内産木材を用いた製品の購入ということで、資料もつけていただいておりますわけなんですけども、どれだけの大きさのものを何本ということで。これは、仕上げた製品を共同企業体から町に納入していただくということなのかどうか、確認の意味でお尋ねしておきます。

それから、先ほどもちょっと質疑あったんですけども、今回発注します、契約します中身というのは、いわゆるスギが非常に多いですね。6, 189本ということに、製材の場合ですけども。そういう面から言うと、先ほど説明があった1.9ヘクタールの町有林の伐採をして材積で1, 330立米ということだったんですけども、この中からこのスギ、ヒノキを使うわけですけども、この材がどれぐらいの量があるというのは当然確認されてやるということだと思っておりますけども、この1, 330立米のうち、立ち会ってそこから材を選ぶということになるんですけども、だいたいそこからどれぐらいの割合をこの認定こども園に使う木材を選ぶということになるのか、伺っておきたいと思います。

それから、資料5で採用単価を、3つも見積もりを取って、そこらからいちばん最安値としておるんですけども、この最安値の72%というように出しておるんですけども、この7

2%というのは何を基準に根拠で72%で最安値の価格から設定をしているわけですが、コロナの問題も含めて、価格の変動というのものもあるんじゃないかと思うんですけども、そういうものは全く見ておられないと思うんですけども、その点について伺っておきたいというのが3つ目です。

もう1点は、資料2の共通仮設費178万7,000円、現場管理費が377万4,000円、工事の諸経費480万7,000円ということになっておりまして、いわゆる木材の調達額が4,630万円にそういう諸経費の合計1,036万8,000円をたして、今回の契約の金額というのは提案されていると思うんですけども、これでいくと、管理費が29.393%、木材調達費の額に対してなるんですが、一般競争入札とかそういう場合、一般管理費というのはどれぐらいなものかと尋ねたら、だいたい10%前後だと聞いたんですけども、これはどこを基準に、29.393%という諸経費の割合になるのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 1つ目の質問でございますけども、概要のところの本数とか立米につきましては、議員がおっしゃる通りに、仕上げたものでございます。

2番飛ばさせてもらいまして、3番に72%の根拠でございますけども、京都府内の3業者からいただいた見積もりというのは市場価格でございますが、それを実勢価格に置き換えたという部分が72%のことでございますけども、その考え方につきましては、実勢価格をいくらかと考える場合に、逆算していきますと、1つの例なんですけども、たとえば100円の市場価格がついているものでしたら、それを請け負ったゼネコンは1割のもうけを出さだろうと想定して、90円で仕入れるとします。そのさらに下請けをする業者という、実際に仕事をする業者は90円で売るので、木材製造業者からさらに8掛けで買うとそういうような考え方で計算しますと、0.9かける0.8で0.72という数字を、これまでも説明させていただいたところでございますが、その辺りは設計業者などが関係業者にヒアリングを行いまして設定した任意の値というふうに理解をしていただきたいと思います。

それから、一般競争では10%ほどの諸経費ではないのかというお尋ねでしたけども、実際一般競争で出してるのは、諸経費率は6%とかそういう数字に、もちろん工事業種によって違いますけども、それぐらいになっております。一般諸経費全体で言うと、の話です。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） 先ほども申しましたけども、今年度については約6ヘクタールの町有林を伐採する予定にしております、現在伐採契約の（その1）ということで、1.9ヘクタール、材積にして1,330立米ということになっております。あと、（その2）（その3）西河内ですけれども、4月20日現在で契約を終えておまして、これも含めて全体で6ヘクタールということで、全体の材積としては3,570立米というふうに見込んでおります。そのうちのスギ、ヒノキはどれぐらいの割合かということですけども、山ですので割合を出すのはなかなか難しいこともございまして、私の手元にはその比率はございませんけども、参考といたしまして、この認定こども園で必要な材積が303.3立米ということになっております。製材して製品の部分でのこととございまして、だいたい原木から言いますと、分止まりで35%ぐらいになるというふうに見込んでおまして、そうなりますと原木の量がどれぐらい必要かということになりますと、約866.6立米ぐらいの原木、これの分止まりが35%で303立米の製材として製品が可能になるというふうには、計算上は見込んでおります。したがって、この数値的にみまると、（その1）の1.9ヘクタール、すなわち1,330立米の中で十分な量としてはあるということです。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） それぞれ答弁をいただいたんですが、1点は、諸経費の関係、もう一度伺っておきたいと思うんですけども、一般の業者の場合には入札の場合は60%が諸経費だとかこういう説明だったと思うんですけども、それは工事のものに対して60%という諸経費というのは共通の仮設費とか現場管理費とか工事の諸経費とかそういうものが一般の管理費というか諸経費だと思うんですが、それが60%見とるとということなのかどうか、改めて確認をしておきたいと思います。

それから、先ほどそれぞれ、府下の3つの業者の方に見積もりを取って資料をつけていただいているんですが、それぞれ6,483万3,000円とか7,328万7,000円とか、8,306万2,000円とかいうふうに3つあって、そのうちのいちばん低いA社のものを基準にしたというわけなんですけども、この場合、私ども素人が見た場合、製品の価格を合計したものなんですけども、これに消費税がかかって、それが納めてくる、そういう解釈になると思うんですけども、それでいいのかどうかということと、今度の場合は72%と見た、逆算したということやったんですけども、逆算をして諸経費もそういう2

2%余り見たということだと思っんですけども、そういう面から言うと、本来こういう随意契約の場合、それぞれの見積もりを取って、共同企業体の業者の人の、うちやったらこれだけで納品できますよというのを本来提出を求めて、その中で3社と比べて共同企業体の価格がいちばん低いと、そこと随意契約を、という一般的な解釈ではないかと思っんですけども、今ありましたように、結局A社のものを基準にして、いわゆる設計単価を割り出して、共同企業体にこういう価格でどうですかという提示をして随意契約をするという、こういうような方式だと、この間そうかと思っんですけども、改めて伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、さきほど来、皆伐の関係で、本年は6ヘクタールを用意しているということで、その中から認定こども園の材とかを活用するんだということになっておるんですけども、1点伺っておきたいのは、50年60年の材を皆伐したら、それを植えると。また50年60年経たなければ伐採できないわけなので、そういうことを考えた場合に、結局その間は、もちろん山の手入れはありますけども、収入の面から言ってもないわけですし、いわゆる仕事の量で言ってもですね、非常に限られたものになるんですね。そういうことでなしに、皆伐でなしに間伐をして、そして山を育てていくと。そして100年とかそういうもので山を動かしていくという方法を取らなければ、結局また同じ繰り返しをして、また50年60年経ったら切らんなんと、こういうことでは、山を所有しているものとしては、ずっと継続して経営が成り立っていかないんじゃないかと。またいろんなそういうものを活用した木材を利用していろんな取り組みをしても、結局継続できひんじゃないかと思っんですけども、その辺の考え方を、随意契約の中の採用理由にもなっておりますので、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 諸経費、いわゆる一般競争入札で工事を出しておりますのは、例えば新設改良工事とかいろいろありますけども、おおむね平均で約60%ぐらいになっているというふうに、私は把握しているところでございます。

それから、諸経費の考え方と言わはったと思っんですけども、これは以前にも言いましたように、購入するだけでなく、その材料の保管だとかそういった費用もすべて諸経費としては必要になってきますので、諸経費がかかっているというふうに理解していただきたいと思います。

それから、単価の関係で、JVにもしっかり確認して、3社の金額とも確認しやなあかんという話やったと思っんですけども、まず単価の正当性に関しまして、府内の事業者3社か

から見積もり調査をして、最低価格を設計額として、さらには京都府の木材連合会が公表する京都府産材の価格も当然踏まえまして、JVから提出された見積額の妥当性を判断しているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） 木の植林の今後の考え方でございます。まず、今の林業のサイクルというものにつきましては、1ヘクタールに2,000から3,000本の苗を植えて、それから下刈りをして、徐間伐をして、最終的に伐採するという流れでされているというふうに思います。間伐につきましては、間伐をすることによって、主要となる材を残して、それをさらに大きく育てるといふ、植物的な分野と思うんですが、大きな木を育てることにつながっていくということだと思います。

今後については、もう少し労力をかけずに収益を早く得る方法ということで、新しい考え方がありまして、最初からたくさん、密度の高い植栽をするのではなく、もう少し密度の低い、いわゆる植栽の数を減らして、少ないものをより大きく育てていくという考え方が、これから植栽の在り方ということで提起もされているということでございます。したがって、少なく植えて、1本1本大きく育てて、これまででしたら住宅に使うということが主でありましたけども、いろんな用途に使うということで、伐採の時期も50年からだいたい30年ぐらいで伐採して、ローテーションを早くすることによって、収益を得ていこうというような考え方もありますので、そういうことも見ながら、今後は町有林の適切な管理に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 設計書ですけど、3社の見積もり、木材調達は72%をかけて4,630万円ということで、あと諸経費がかかって、最終6,233万4,800円ということになります。3社のいちばん安いA社の見積もりは、6,483万3,000円であり、96.14%に比較したらなるんですけど、今までの契約、新庁舎も含めて契約がされておりましたけども、いちばん安い業者と本町の設計書の割合というのは、この新庁舎の2号議案でありましたら0.851でありましたし、46号のときには0.927でありましたし、今回は0.96ということで、その3社のいちばん安い見積もりと近寄ってきているということになります。落札金額も本町の設計書と比較すると99%ぐらいの落札率になっておりますが、この見積もり業者と本町の設計書の割合が変化してきているというのは、どういう計算のもとにこういうふうになっているのか、お聞きしておきたい

と思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 今、議員がおっしゃいました資料2の3ページ、4,630万円と、資料5の1ページ目の6,483万3,000円、これの差をおっしゃったと思うんですけども、これを比較しますと、0.72になるところでございまして、その96.14%がどこの数字か、私はちょっとわからないんですけども、今言いましたように、見積もりと設計書の関係と申されましたら、先ほど言いました数字の差だというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 考え方がおかしいのかもしれませんが、赤い表、単価調査ということで資料4の1ページですが、ここに採用見積もりということで6,483万3,000円、これがA社で一番安いということでありまして。これは6,483万3,000円というのは、このA社の見積もりというのは諸経費も含めた見積もりではないんですか。

それと、それを参考にした本町の設計図の価格の割合の変化というのが、一定ではなくていろいろと変化してきている、だんだんA社に近寄ってきているのではないかというふうにお聞きして、それと落札の金額は本町の見積書のほぼほぼ99.何%になっているということをお聞きしたんです。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） ご質問の内容、改めてよくわかりました。まず議員がおっしゃいましたように、6,483万3,000円、資料5の1ページ目のこの数字には諸経費は含まれておりません。いわゆる単価のすべての合計値でありますので、この金額と資料2の3ページのいちばん下の6,233万4,800円というのは全くリンクはしてない数字です。要は、資料5、1ページ目の6,483万3,000円に72%かけましたら、おおむね4,630万円になるというふうに解釈をお願いしたいところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 私の考えが間違っていたんだと思うんですが、6,483万3,000円というのは、きちんと製材された木だけの値段ということですか。それに72%をかけて4,630万円ということ。一般的に市場に出ている見積もりというのは、製材だけで、もろもろの6,483万3,000円の製材にするにおける経費というのは何も

かかっていないということですか。また市場で購入する場合はいろんな経費がついてくるということですか。もし一般の民間の企業が工事をするのに必要な時に市場で購入するときには、この6,483万3,000円にもっと他に今回のこのような経費がついてくるということですか。考えがおかしいかもしれませんが、整理するために。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 今おっしゃったように、これは木だけの値段であります。あくまでも木の値段を市場価格、その市場価格で設計をするのではなくて、その背景には先ほども言いましたように、木材業者から下請業者、実際買い入れするところ、そして工事でしたらゼネコンというふうに利益率がアップしていく、そこが本来の市場価格ということで考えておまして、この市場価格で設計するのではなくて、実勢価格、実際取引されるであろう価格を求めるときに、72%というふうに見通して設計をしているということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） まず資料5の2ページからの単価調査でありますけども、これいつ調査をされたのか、年月日について教えていただきたいと思います。

それと同じく、資料5の2ページからのA社、B社、C社、3社相見積もり取っておられるんですが、これは新庁舎また認定こども園（その1）と同じ会社なのかということをお教えいただきたいと思います。

今回の木材調達契約の予定価格、これはいくらで設定をされていたのかということをお願いいたします。

もう1点、資料2の5ページからの木材明細書の等級になるか品質になるかわからんですが、甲3、乙3の内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） まず見積もりの年月日ですけども、詳細までは手元に持っておりませんが、設計会社の方で1月から3月の間に取ってくれてるはずですよ。

それから、その見積もり業者につきましては、同じ業者ではございません。

予定価格につきましては、資料4に記載の6,233万4,800円になるところでございます。

それから、資料2の性能のところの甲3、乙3という部分でございますけども、まず甲種とは製材の日本農林規格いわゆるJAS規格でございますけども、目視等級の区分で書い

ておりまして、目視等級区分の構造用製材のうち主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するものを甲種、そして同じく目視等級区分の構造用製材のうち主として圧縮性能を必要とする部分に使用するものを乙種と区分しているところをございまして、2とか3とかの数字はいわゆる等級区分の数字、3級とか2級とかでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 単価調査をした年月日がわからんというのは、ちょっとはっきりしてほしいんですけど。それから、その調査は設計会社が取ったということなんですけども、そんな設計会社が取った資料で、こういう単価算出してもどうもないんですかね。やっぱりしっかりと行政が見積もり取るということでない、信用性が置けないと思うんですが、その辺の見解お願いしたいと思います。

それから、同じ業者ではないということなんですけども、資料5を見てましたら新庁舎との比較をしてあるんですが、ほぼと言いますか全部ですね、単価が同じなんです。新庁舎にない部材については該当なしということなんですけど、業者が違って、まったく新庁舎と同じ部材が同じ金額というのは、ちょっと理解ができないのですが、なぜこれが一致するのか、その理由ですね、教えていただきたいと思います。

それから、予定価格は設計金額だということで、それはそれでいいと思うんですけど、通常は、設計金額と予定価格というのは違うのが我々では常識なんですけど、設計金額を予定価格にされたという理由ですね、どういう理由でそうされたのか、通常は何%かはカットして予定価格を設けるというやり方もあるんですが、なぜそれは採用されなかったのかということなんです。

それから、今回の議案の資料として、設計書が提出されてるんですが、他の契約ではこんな設計書が出てきたことはないですし、本来設計書というのは議案書に添付するものかどうかということですね。今までも、木材調達されとったかもしれませんが、これを出してしまつたら、次の（その3）もあるんですけど、全部単価わかってしまいますので、見積もり簡単にできますよね。そんなことで情報管理ができてるのかなと、入札の。なんぼ随意契約やさかい言うて、あんまりずさんなことはせんと、してほしい。それに代わるものとしては、業者の見積もりを添付してほしいと、私は思うんです。たぶんそれが6, 215万円だったというふうに思うんですけども、その見積書を資料として出してほしいなと、要求しておきます。

それと、共同企業体は現在新庁舎の木材の製材中ではありますが、その進捗状況を見ながら、

契約抱えておりますので、今回の木材調達も受注しても可能な能力が企業にあるのかどうか、確保されてるのかということについて、お聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 見積もりの年月日は先ほども申しましたように、現在手元には持っておりません。それと、設計業者にやらせるということの可否ですけれども、専門的な部分においてそういうこともあり得るということで、ご理解をいただきたいと思えます。

2つ目に、新庁舎と同じ金額になっているというところがございますけれども、これは結果でございますし、後の質問にもあるんですけども、公表しているところも影響しているということもあるかと考えております。

それから、予定価格の考え方でございますけれども、入札の関係すべてですけれども、99%から100%の間で設定するというようになっておりまして、今回の場合は100%で設定をしております。

設計書を出してもよいかという議論でございますけれども、議員もおっしゃったように、これまで新庁舎の時から設計書をお示しさせていただいておるのを、今回だけ出さないというのがまた不信につながるということになれば困るので、同じように出させていただいておりますのと、ただ業者の見積もりにつきましては、やはり各業者のノウハウが含まれておりますので、これは公表はしていない、しないということでございます。例えた事例なんですけれども、以前ある物品を町が求めまして、その金額の入札額を公表してありますので、それを見た一般の方が役場にはこの金額で入れとるらしいなど。そういうことになると、業者としたら、役場の仕事をがんばったのに、ということになりますので、そういうことを言われるのは心外やと思いますので、そういったことも私も監理課長をやった時に経験もございます。ですから価格は公表はできません。

以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 先ほど答弁したつもりでございましたけれども、新庁舎と同じだったのは、やはり公表をこういうふうに議会でもしてありますし、新庁舎で使った単価はすべて公表されておるところなので、そういうあたりの影響もあつたかとは考えております。

それからもう1つ、製材の進捗につきましては、それは新庁舎と絡めてという話ですか。

この契約につきましては、当然これまでも森林組合そしてJVとの調整の中で、今回の発注に至っておりますので、成果は上がるというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 年月日はわからんということですけども、これは調べてでも教えていただきたいと思うんです。でないと、2月3月ということですがはっきりしてないんでね、あんまり古いものでしたら信用性に欠けますし、実勢価格ともかかわってくるということで係数も変わってくるというように思いますので、これははっきりしてほしいなと思いますし、それから設計会社が取ったものでよいのだと、専門性があるさかいよいのだと。行政は専門性がない者が担当しとるということですか、ということになりますので、業者が取ったものを使うというのは、今後はやめてもらいたいというふうに思うんです。やっぱり行政がしっかり取って、でないとどういう考えで設計会社が見積もりを取ったかということもわからんわけでありますので、業者と設計会社というのは、いろいろな関連性がありますので、業者とのつながりも出てくるということで、その後の入札についても、結局は正当性がない、公正さがないというようなことも出てきますのでね。設計会社の取った見積もりを予定価格に入れると、設計金額に入れるということは、今後はやめてもらいたいなと思います。それから、業者が提出された見積書は公表できません言うけど、見積もり価格は6,215万円と違うんですか。この契約金額の6,215万円というのが、見積書の金額と一致するのと違いますの。ですから、この金額というのは公に出とるわけでありますから、物品のように議会に出てきいひん、議決を必要のないもんとは違うんでね。これは明らかにしてもらわなんだら、おかしいと思うんですよ。

議長、これは見積書の提出、要求します。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 議員からご質問受けている間に資料を見まして、出てきましたので、見積日は3月2日でございました。早いこと答えられずに申し訳ございません。

それから、設計業者がかかわって、見積もりももらってるんですけども、当然その部分につきましては中身を鵜呑みにしているわけではございませんし、仕様に沿ったものかどうか当然チェックしているということでございます。

それから、見積もりは確かに今回3社の出てます。ただ、私が先ほど申し上げたのは、業者名をあげた見積書は公表することはできないと言いましたけども、言葉足らずやったん

ではないかと思えます。申し訳ございません。

(発言する者あり)

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 私ももう少しお尋ねしときたいと思うんですけども。今も質疑がありましたけども、単価調査集計表でA社、B社、C社とあってA社が最安値で、その0.72で設計単価と示してもらっております。それに庁舎単価が示されておって、採用単価というのは、これが共同企業体が示した単価とこういう解釈でいいのかどうか。町が採用単価を決めたということなのか。まったく同額になってるんですけども、本来は共同企業体ががんばってこの金額でやりますというのが示されて、設計単価を100としたら、89になったとか98になったとかそういうものじゃないかと思うんですけども、先ほどの答弁では、99から100%になっておると。これは随意契約の場合はそういうことになっておるとということなのか。2億円を超す金額、今度認定こども園やったら2億6,000万円を超す金額を、3つの企業体で随意契約をしてるんです。そういう面から言うと、当然ここに示されとる設計単価から採用単価というのは一定率が下がるというのが当然やと思うんですけども、その辺はまったくそういう考え方はないのかということと、先ほど谷山議員からも質問があったんですけども、3社の共同企業体がそれぞれ分担をして、コーディネーター的な役割をしている業者がここで、集成材を作っておる業者がここで、材を加工しとるのがここで、先ほど言いましたように2億6,000万円の随意契約をしとる業者ですので、当然発注者としてそういう役割分担を含めて確認をして、進行状況とか把握される責任もあると思うんですが、共同企業体がそれぞれどういう分担をされておるのか、改めてもう一度伺っておきたいと思えます。

新庁舎の場合は3回の随意契約をして、認定こども園で（その1）（その2）になってますけども、5度目の随意契約ですね。3年余りくれるので、業者の方の精度も高まって、当然ノウハウは蓄積もされとるんで、そういうことも可能だと思うんですけども、その辺は業者に対しての指導も含めて、どういように取り組んでおられるのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） まず1つ目でございますけども、単価集計表の関係の採用単価につきましては、JVはもちろん関係ございません。町が採用単価を決めております。

2番目の99から100%がいわゆる予定価格の根拠の話をしてもらったんですけども、これは随契だけではなしに一般競争入札も含めて、入札関係のガイドラインの中で示して

いるところでございます。

J V 3社の分担の話ですけれども、得意分野があるだろうという話をしただけで、私どもの契約はJ Vとしていますので、どこが何をしたはるということまでは把握していないところでございます。

それから最後の質問でございますけれども、そういった経験値が高くなって、いわゆる製材するだけではなしに、建物を造るときのトータル的なコーディネートも今回の発注を機会に、そういう力も伸びてきていると当然思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 確認のためにお伺いしたいんですけども、今回の契約金額が6, 215万円とあがっておりますが、これは消費税込みで出されたものなのか、確認したいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 消費税込みでございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 消費税込みというのであれば、資料2で出されておりますこの消費税相当額というのがあがっております、10%でしてと思うんですけど、そしたら金額が合わない部分があるんですけど、資料2で見ましたら6, 233万4, 800円になっておりますので、これには消費税込みで入ってるんですけども、この金額の違いはどういうことなのか、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 資料2で付けておりますのは、町の設計書でございますので、6, 233万4, 800円が契約では6, 215万円に減ったということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を集結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○12番（山田 均君） ただいま提案されております議案第49号 令和元年度（繰越）認定こども園整備事業 木材調達契約（その2）について、反対の立場から討論を行います。

提案されております議案の契約方法は、京丹波町木材供給共同企業体との随意契約で、その随意契約金額は6,215万円で、契約期間は令和3年3月31日までとなっております。京丹波町木材供給共同企業体とこれまで行った木材調達契約は、新庁舎整備事業での随意契約による木材調達、平成30年10月の3,367万6,560円、令和元年6月の1億1,367万円、令和元年12月の3,848万5,700円と3回の随意契約を行い、総額で1億9,211万7,860円の木材調達契約を行ってきました。さらに認定こども園整備事業において、木材調達契約を京丹波町木材供給共同企業体と行い、（その1）として、令和元年12月議会で1,203万4,000円で随意契約が賛成多数で議決されました。今回の提案は（その2）として6,215万円で随意契約が提案されております。新庁舎整備事業と認定こども園整備事業で、木材供給共同企業体との随意契約金額は、これまで合わせて2億6,630万1,860円となります。

今の随意契約の方法では、町内の2業者と亀岡の1業者の3業者に便宜を図ることになっています。これにどんな理由をつけようとも、町長の公約である、町行政の公正化に大きく反することは明らかです。公共事業は、一般競争入札を原則とすべきです。

また私たちは、認定こども園事業で町内産木材を使用した建設を否定するものではありません。しかし今、町の財政状況の見通しが危機的な状況にある中で、もっと工夫をすべきです。骨組みは鉄骨など使用し、内部は町内産木材をしっかりと使用するなどして、後世に大きな負担を残さない認定こども園整備事業とするべきです。

新庁舎整備事業でも認定こども園整備事業でも、町内の山林が50年60年の伐期を迎え、その活用が迫られているとして、町内産木材の利用を大きな目的として随意契約が行われていますが、町行政がなによりも基本にすべき公正公平な行政姿勢が大きく問われる随意契約と考えます。これでは、町民の行政不信を一層広げるものです。

しかも、3年間で2億6,600万円を超える公金を一部の業者と随意契約をする行政姿勢は、町民の願う町民目線と大きくかけ離れていくことを厳しく指摘するものです。

岡山県西粟倉村の青木秀樹村長が、2020年3月23日付け町村週報の「随想」の中で、山林は50年60年で皆伐ではなく、間伐で山林を育てる「百年の森林構想」で取り組む村づくりを述べておられます。本町でも岡山県西粟倉村の「山は皆伐ではなく間伐で育て

る」山林を育てる取り組みは、先進事例として学ぶべきです。岡山県西粟倉村の取り組みである間伐で育てる山づくりこそ、森づくりの意欲、森林業分野の担い手の育成、技術継承を高め、継続した取り組みになることを示しています。皆伐では、仕事の継承にはつながりません。岡山県西粟倉村では、継続的な森林整備で雇用が創出され、間伐材の利活用など新たな産業の誕生などにつながっています。

京丹波町でも80%を超える山林を活かす道です。先進事例に学びながら、本町の将来を考え、継続した山林を活かす方法に取り組むべきことを指摘し、反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

西山君。

○8番（西山芳明君） 今回提案となっております、令和元年度（繰越） 認定こども園整備事業 木材調達契約（その2）につきまして、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

昨年未だより、中国武漢市に端を発しました新型コロナウイルス感染は、瞬く間に全世界に広がりを見せ、昨日11時25分現在、国内でクルーズ船、チャーター機を除きましても、感染の確認例が1万1,126人となり、また死者も264人となっておりますと言われております。本町におきましては、現在のところ発症患者は0人ではありますが、いつ何時発生してもおかしくない危機的状況にあると申せます。いつ収束するのか誰にも想像できず、またその治療薬や予防薬も開発されてない現状の中で、今後の展望を見据えるとき、私は「原点回帰」というキーワードが今後世の中の考え方の主流になるのではないかと考えております。今日、全世界が経済規模の拡大を目指し、便利さや快適さ、より楽な方向を目指して技術革新に全エネルギーを注ぎ込み、様々な先進技術がしのぎを削る世の中の真ただ中にあるといえます。ことほど左様に、私たちの今の日常は、近代文明がもたらした鉄やコンクリート、プラスチックといった無機質な物質に支配される日常ではないでしょうか。そんな矢先の今回の新型コロナ騒動は、こうした風潮に待ったをかけたと申せます。

豊富な森林資源を生かして、我が国では縄文時代から現代にいたるまで、木というのは様々な形で私たちの生活にかかわってきました。生活の基盤となる住宅、生活用具、工芸品など、それぞれの時代の生活文化や生活様式を代表する物の多くが木製であります。木こそ、日本の気候風土に合った、最も私たちの体質に合う素材だと考えております。

本町は合併以来15年が経過しようとしておりますが、当時1万6,800人以上いた人口も、毎年200人規模で減少し、今や1万4,000人を切るまでに減少してきております。今こそ、将来の京丹波町を担ってくれる大切な子どもたちを守り、育てるために、全力を挙げて取り組むことが必要であります。

もちろん、受注単価などコスト的な側面からの検討も重要ではありますが、今、考え方の基幹としてとらえるべきことは、子どもたちがぬくもりのある木造園舎の中で、のびのびと成長できる環境を築くとともに、木の持つ優しい特性に触れながら、快適な園生活を享受してもらえる環境づくりであります。

先人たちの努力で大きく成長した木々を、地元林業関係者によって伐採、加工された材木を使うこども園の建設は、地産地消の典型でもあるとともに、まさしく「原点回帰」につながる取り組みであると考えまして、今回の木材調達契約に賛成の意を表し、討論を終わりたいと思います。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

議案第49号 令和元年度（繰越） 認定こども園整備事業 木材調達契約（その2）についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和2年第1回京丹波町議会臨時会はこれをもって終了いたします。

なお、議員の皆様には大変ご苦勞様ですが、このあと若干の換気を行い、11時50分から全員協議会をこの場で開催しますので、よろしくお願い申し上げます。

議員の皆さん、また町長を初め執行部の皆さん、本日は大変ご苦勞様でございました。

午前11時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原 好範

〃 署名議員 村山 良夫

〃 署名議員 坂本 美智代